

平成19年度 都道府県・政令指定都市
犯罪被害者等施策主管課室長会議

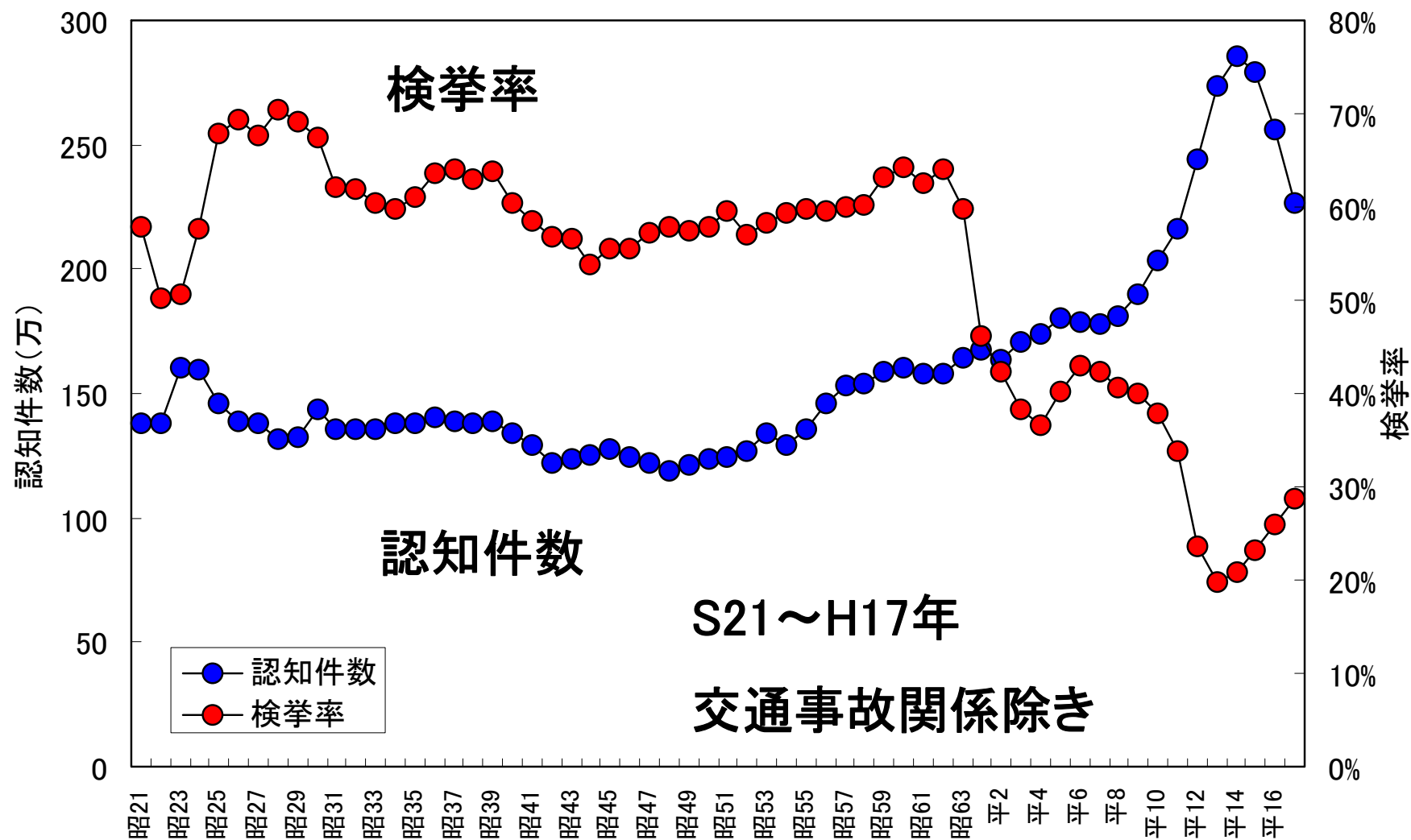
「犯罪被害者等施策において
地方公共団体に求められる役割」

平成19年5月29日(火)

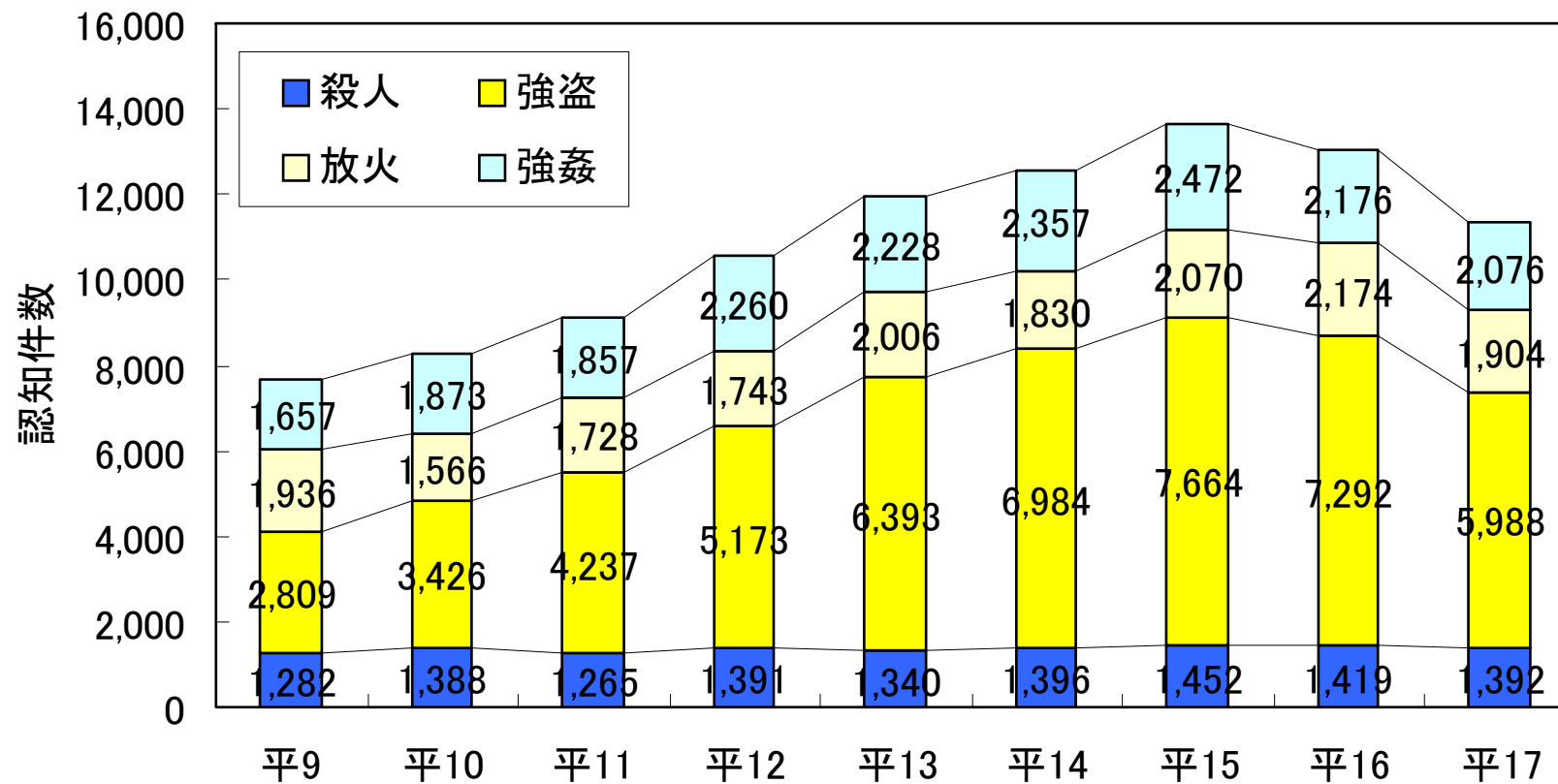
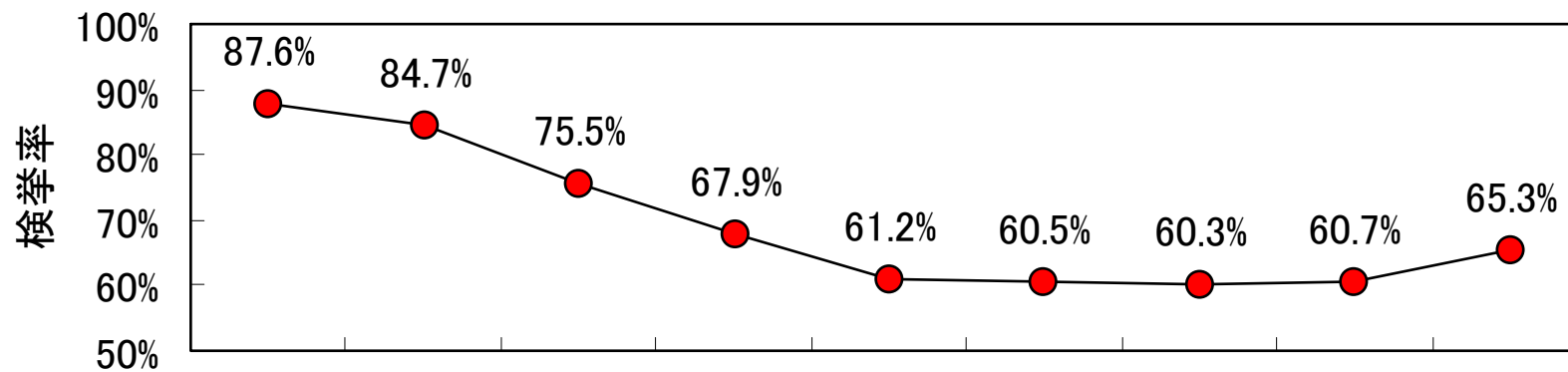
全国犯罪被害者の会
本村 洋

1 犯罪発生と再犯率

1－①犯罪発生件数と検挙率



1－②凶悪犯罪の推移(殺人・強盗・強姦・放火など)



1－③主要罪名別 再犯率

(H15年)

罪名	総数	前科者	再犯率	執行猶予中	仮出獄中
一般刑法犯	105358	52234	49.6%	16.2%	1.5%
殺人	935	384	41.1%	6.8%	0.5%
強盗	2861	1075	37.6%	13.3%	1.6%
強姦	1133	377	33.3%	14.6%	1.3%
放火	702	329	46.9%	9.1%	—
傷害	16660	7582	45.5%	10.1%	0.5%

1－④少年犯罪/再犯率

(H15年)

罪名	総数	前科者	再犯率	審判不開始 未決・不処分	保護観察中 仮退院	執行終了
一般刑法犯	144404	40381	28.0%	57.8%	10.3%	11.1%
殺人	93	54	58.1%	44.4%	12.9%	22.2%
強盗	1771	1043	58.9%	45.6%	17.5%	16.5%
強姦	242	131	54.1%	48.9%	16.8%	16.8%
放火	106	41	38.7%	51.2%	12.1%	4.9%
傷害	8110	4034	49.7%	50.5%	14.2%	14.9%

1－⑤犯罪被害者を取り巻く状況の変化

1) 犯罪発生件数が増加

- ・犯罪被害者の増加

2) 加害者が検挙されない場合が多い

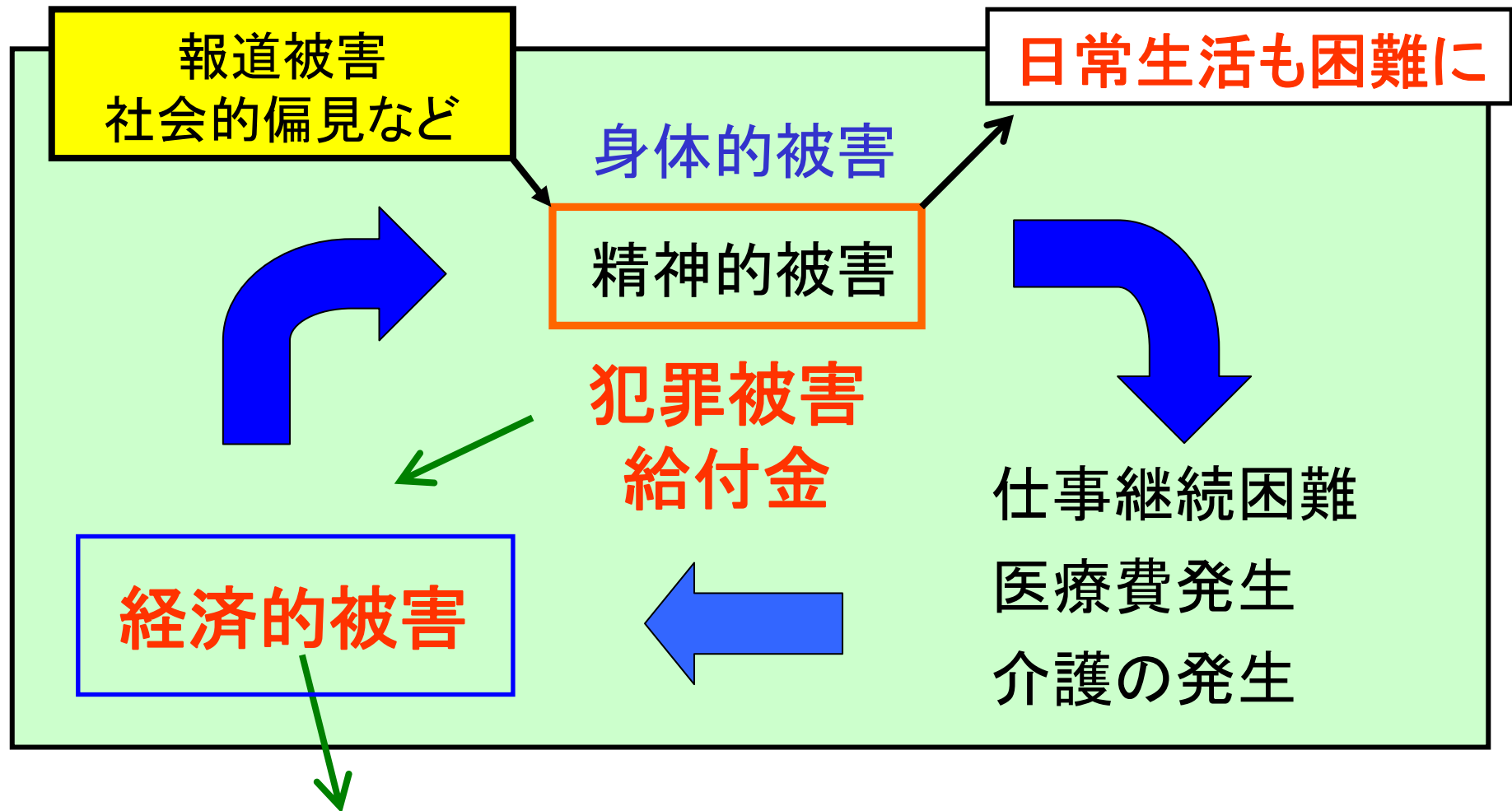
- ・事件が未解決：事件に対する再犯の不安、被害感情・疑問が解消されない
- ・損害賠償請求などの経済的な救済措置が行われない

3) 再犯による事件が多い

- ・無資力な加害者が多い
- 損害賠償請求などの経済的な救済措置が事実上不可能

2 被害者が日常生活で困ること

2-①犯罪被害者が実生活で困ること



被害者は加害者の資産によって損害回復を図ることが基本
→ **民事裁判**: 加害者が検挙され、資力がある場合のみ有効

2ー②犯罪被害者で実生活で困ること(例)

傷害事件



医療費、介護費の確保
失業→雇用・生活費の確保

放火事件
自宅の犯罪



住宅の確保
一次的な避難場所確保

精神的被害



理解ある医者への紹介
理解あるカウンセラーへの紹介

法律相談



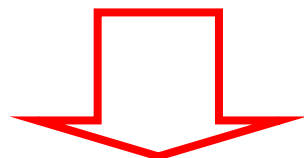
理解ある弁護士への紹介
→法テラス(法律扶助)

生活支援
経済的支援



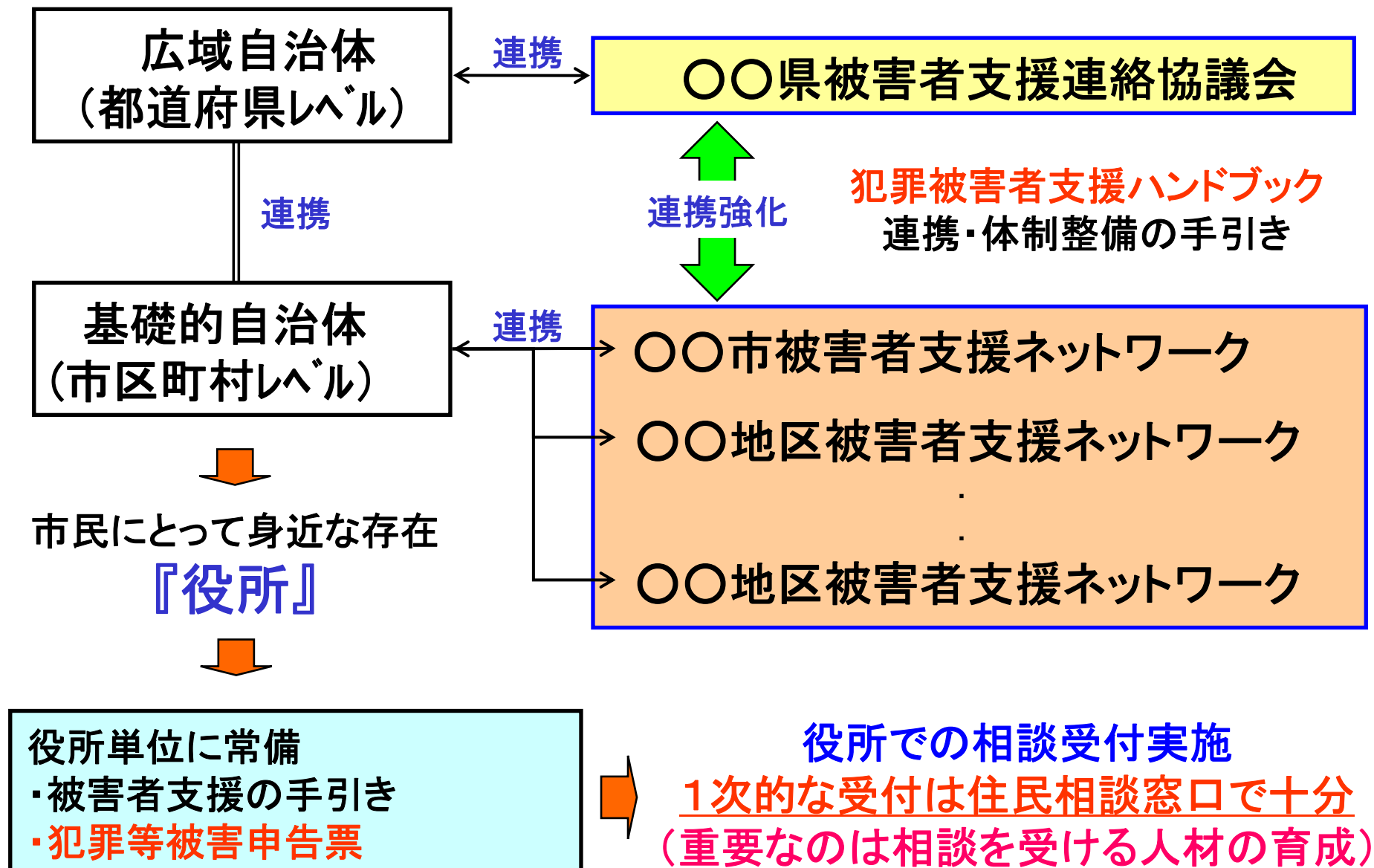
福祉制度の利用可否
相談・申し込み手続き

3 犯罪被害者等施策において 地方公共団体に求められる役割



- 1) 身近な犯罪被害者相談窓口業務を
- 2) 行政・社会福祉のプロとして情報発信源に
- 3) 既存の福祉制度・施設・人材の最大活用を

3-① 地方公共団体の役割(その1)

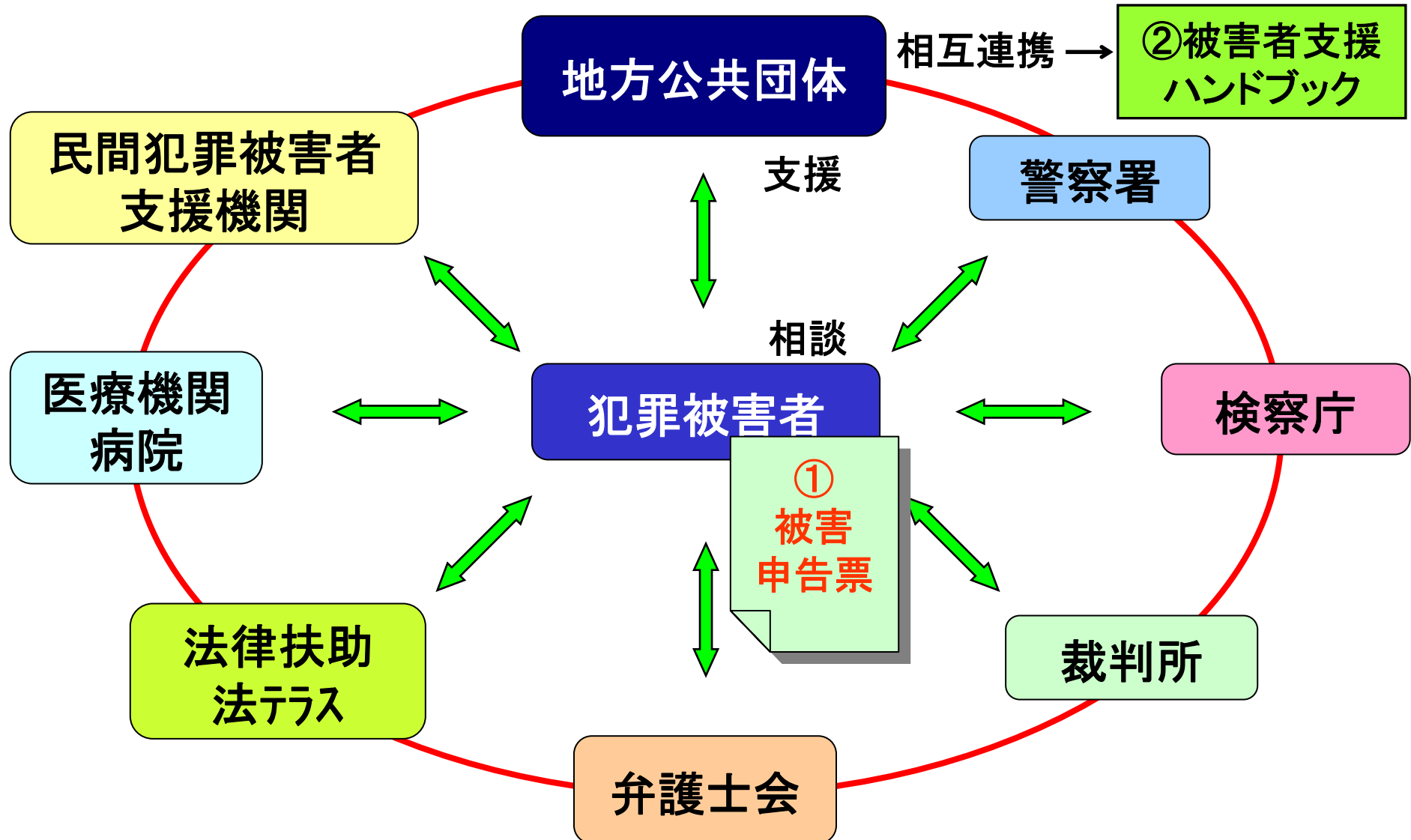


3－② 地方公共団体の役割(その2)

機関	地方公共団体	例)警察・民間支援機関
形式	応答的な支援	介入的な支援
構成	支援機関 要望 ↑ 犯罪被害者	支援機関 支援表明 ↓ 犯罪被害者
課題	被害者自身の申告 早期支援の遅れ 被害者支援の取組みを 情報発信することが重要	犯罪被害者の 個人情報管理

3－③地方公共団体と他機関の連携

各機関とネットワーク構築→総合的な被害者支援を

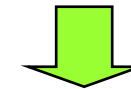


3-④ 犯罪等被害申告票(イメージ)

被害概要	被害発生日	☐ 1月以内 ☐ 半年以内 ☐ 1年以内 ☐ その他()		
	罪名等	☐ 傷害 ☐ 殺人 ☐ 性犯罪 ☐ 交通事故 ☐ その他()		
	続柄	☐ 被害当事者 ☐ 被害家族 ☐ 遺族 ☐ その他()		
	被害現場	☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ 学校 ☐ その他()		
	後遺障害	☐ 有(要介護) ☐ 有(介護不要) ☐ 無 ☐ その他()		
	特記事項			
要望	☐ 生活相談	☐ 住居相談	☐ 医療相談	☐ 介護相談
	☐ 就職相談	☐ 法律相談	☐ 弁護士紹介	☐ その他
	☐ カウンセリング	☐ マスコミ対応	☐ 付添い支援	()
	(特記事項)			

被害状況の把握

要望事項の把握



被害者自身が記入し
相談窓口へ提示する

※注意

左記の申告票はあくまでイメージであり
確定したものではありません。

3-⑤ 犯罪等被害申告票ケーススタディ ～A～

被害概要	被害発生日	☒ 1月以内 ☐ 半年以内 ☐ 1年以内 ☐ その他()		
	罪名等	☐ 傷害 ☐ 殺人 ☒ 性犯罪 ☐ 交通事故 ☐ その他()		
	続柄	☒ 被害当事者 ☐ 被害家族 ☐ 遺族 ☐ その他()		
	被害現場	☒ 自宅 ☐ 職場 ☐ 学校 ☐ その他()		
	後遺障害	☐ 有(要介護) ☐ 有(介護不要) ☒ 無 ☐ その他()		
	特記事項	警察への届出は、まだしていません。		

要望	☐ 生活相談	☒ 住居相談	☐ 医療相談	☐ 介護相談
	☐ 就職相談	☐ 法律相談	☒ 弁護士紹介	☐ その他
	☒ カウンセリング	☐ マスコミ対応	☒ 付添い支援	()
	(特記事項) 警察への届出に付き添って頂きたい。			

前提

ある女性が左記の申告票を持参し市役所・住民相談窓口へ来た場合

1. 地方公共団体で対応

1) 男女共同参画相談センターと連携

2) 精神保健センターと連携

- ・DV用のシェルター等の検討
- ・カウンセラー紹介

2. 他機関と連携し対応

1) 法テラス・弁護士会の紹介

- ・弁護士紹介

2) 民間支援機関の紹介・連携

- ・専門カウンセラー、付き添い支援



被害者の承諾を得て関係機関へ情報伝達し連携強化する

3-⑥ 犯罪等被害申告票ケーススタディ ～B～

被害概要	被害発生日	☐ 1月以内 ☒ 半年以内 ☐ 1年以内 ☐ その他()		
	罪名等	☐ 傷害 ☒ 殺人 ☐ 性犯罪 ☐ 交通事故 ☐ その他()		
	続柄	☐ 被害当事者 ☐ 被害家族 ☒ 遺族 ☐ その他()		
	被害現場	☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ 学校 ☒ その他()		
	後遺障害	☐ 有(要介護) ☐ 有(介護不要) ☐ 無 ☐ その他()		
	特記事項			

要望	☐ 生活相談	☐ 住居相談	☐ 医療相談	☐ 介護相談
	☐ 就職相談	☐ 法律相談	☐ 弁護士紹介	☐ その他
	☐ カウンセリング	☒ マスコミ対応	☒ 付添い支援	()
	(特記事項)			

報道被害・過剰取材に困っています
 現在、刑事裁判中で裁判支援を希望します

前提

ある男性が左記の申告票を持参し市役所・住民相談窓口へ来た場合

1. 地方公共団体で対応

地方公共団体では対応が困難と判断

2. 他機関と連携し対応

1) 法テラス・弁護士会の紹介

2) 民間支援機関の紹介・連携

・専門カウンセラー、付き添い支援



被害者の承諾を得て関係機関へ情報伝達し連携強化する

3-⑦ 犯罪等被害申告票ケーススタディ ～C～

被害概要	被害発生日	☐ 1月以内 ☐ 半年以内 ☐ 1年以内 ☒ その他()		
	罪名等	☒ 傷害 ☐ 殺人 ☐ 性犯罪 ☐ 交通事故 ☐ その他()		
	続柄	☐ 被害当事者 ☒ 被害家族 ☐ 遺族 ☐ その他()		
	被害現場	☐ 自宅 ☐ 職場 ☐ 学校 ☒ その他()		
	後遺障害	☒ 有(要介護) ☐ 有(介護不要) ☐ 無 ☐ その他()		
	特記事項	犯罪により家族に後遺障害があります 病院を退院後、自宅介護しています		
要望	☒ 生活相談	☐ 住居相談	☐ 医療相談	☒ 介護相談
	☐ 就職相談	☐ 法律相談	☐ 弁護士紹介	☐ その他
	☐ カウンセリング	☐ マスコミ対応	☐ 付添い支援	()
	(特記事項) 介護支援やヘルパーなどの相談をしたい			

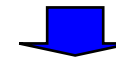
前提

ある保護者が左記の申告票を持参し
市役所・住民相談窓口へ来た場合

1. 地方公共団体で対応

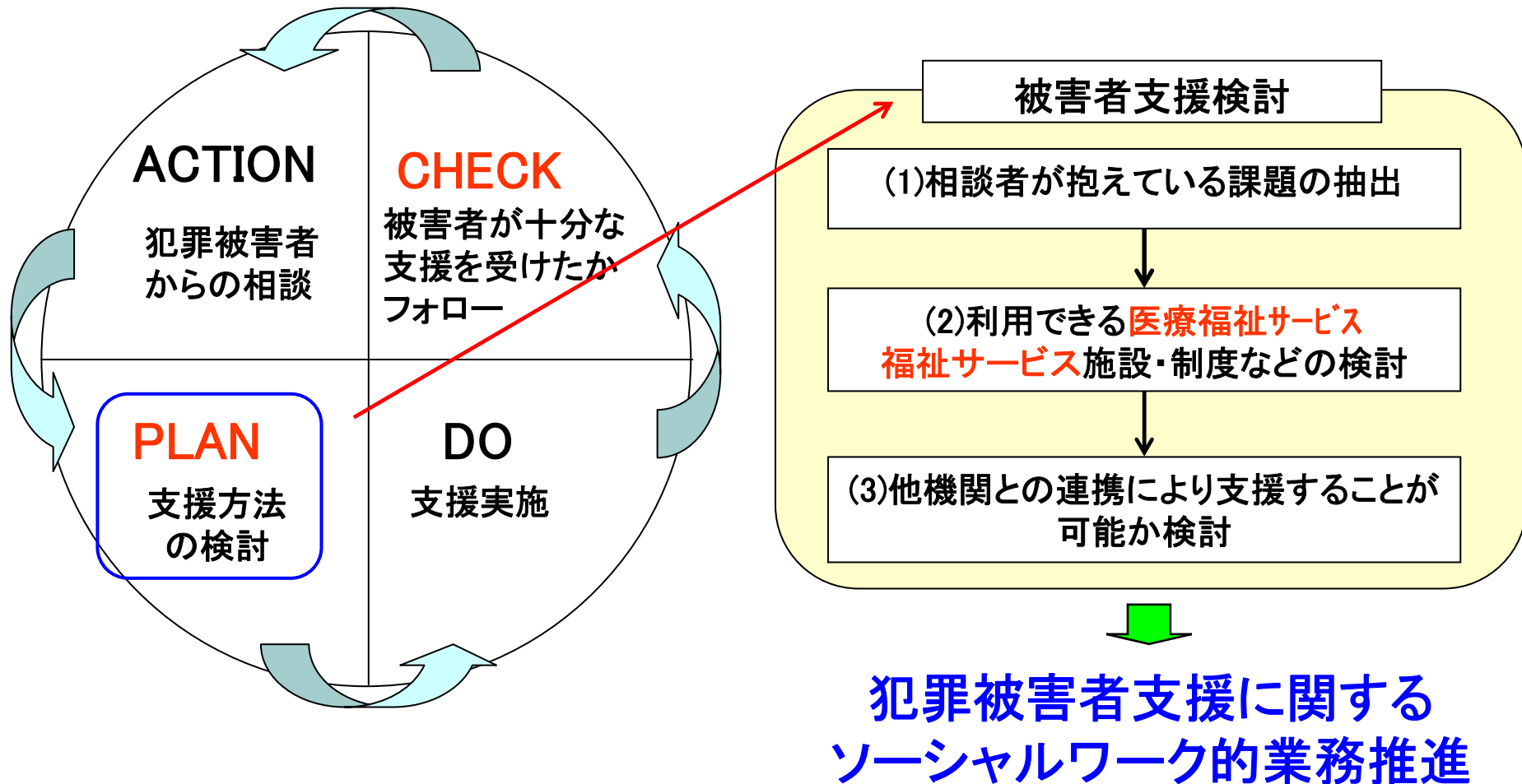
1) 管轄の福祉事務所と連携

2) 介護サービス事業者の紹介・連携



被害者の承諾を得て介護サービス
事業者へ情報伝達・紹介するな
どし、可能な限り支援を実施

3-⑧ 犯罪被害者相談窓口業務について



被害者相談を受ける場合、支援センターへの研修などを通じ
被害者支援に関する知識のある人材を配置することが重要

3-⑨ 関係機関・団体への情報伝達様式(イメージ)

受理年月日 連絡年月日	平成 年 月 日 平成 年 月 日
担当部署 連絡先	
氏名等	(氏名) (生年月日) ☐ 被害当事者 ☐ 遺族
犯罪等被害 の概要	※ 犯罪被害者等からの申告を基に記載
犯罪被害者等 の要望	※ 犯罪被害者等からの申告を基に記載
自機関・団体の 支援の内容	
紹介先担当部署 〃 連絡先	
備考・所見	

[ポイント]

1) 紹介先機関でどのような支援ができるのか把握して紹介すること

2) 紹介先機関の支援内容も簡単に被害者へ解説しておくこと

※ 支援できないことも予め伝える

3) 紹介先機関へ予め連絡をしておくこと

※注意

左記の情報伝達様式はあくまでイメージであり
確定したものではありません。

4 犯罪被害者等施策に関する条例の制定を

犯罪被害者等基本法に基づき

各自治体の特色を生かした条例制定を！

①被害者支援内容を明示
社会福祉サービス活用など

②市区町村・関係機関連携
民間団体への援助など

③防犯意識の啓発
犯罪防止・安全な町づくりを